

● 保険料控除証明書の留意事項

- (1) 「申告保険料」欄の金額は、本年1月から12月までに保険加入者が支払う見込みの保険料（基準月である9月時点の保険料額で計算したもの）であり、確定額ではありません。したがって、9月以降に解約、変更等をした場合は、組合員で必ず「証明書」の金額を修正の上、申告してください。
- (2) 配当金の支払いを受けた者及び配当金の積立を受けた者の控除対象となる保険料の金額は、「申告保険料」欄の金額となります。（金額が0またはマイナス表示の場合は申告できません）
- (3) 一般生命保険については、必ずお手持ちの保険証券をご確認の上、申告してください。
- (4) 生協が募集を行った各保険の「証明書」の記載内容等を保険料控除申告書の生命保険料控除欄へ記載する場合は、次表のとおりです。

保険会社	保険種別	保険等の種類	保険等の契約者氏名	保険金等の受取人氏名	基準月
第一生命	グループ 生保	福祉団体定期保険	本人	労基法の順位	9月
	年金保険	拠出型企業年金	本人	本人	
	積立終身保険	拠出型企業年金	本人	本人	
東京海上	医療	総合生活 医療	本人	被保険者	
アフラ生命	医療(5年)	医 療 保 険	本人	被保険者	
	医療(終身)	終身医療保険	本人	被保険者	
	医療(セルフ)	入院保障保険	本人	被保険者	
	医療(ワイト)	入院保障保険	本人	被保険者	
	医療(ベスト)	入院保障保険	本人	被保険者	
	団体終身	団体終身保険	本人	労基法の順位	

備考1 労基法の順位：労基法施行規則に定める順位（配偶者、子、養父母、実父母の順）

2 第一生命保険の年金保険、積立終身保険は、月額掛金から0.5%（制度運営費）を引いた額に月数を乗じて得た額が控除金額となります（証明書の金額は、制度運営費を引いた金額です）。

3 グループ 生命保険料は、本人・配偶者100万円当たりの保険料の内、災害特約の保険料42円、こどもの保険料448円の内、168円が控除対象外となります。
 なお、「申告配当金」は、控除対象保険料と控除対象外保険料の比率按分した額となります。

4 東京海上 医療の「保険金等の受取人氏名」は、被保険者が複数いる場合は連名で記入してください。